

第30回 社会福祉士国家試験総評

～第31回に向けて～

講師：海老澤 浩史

全体として、今回の試験も第26回からの傾向である基本事項を中心とした問題が多くを占めて出題されていたが、今回は今まで以上に基本事項を問う問題の割合が多くなっていた印象である。合格ラインは、第27回が88点、第28回が88点、第29回が86点と推移してきているが、今回の試験は参考書等によっていないような知識を問う難問も見受けられたものの、基本事項の問題割合が高いため、基準の90点前後が合格ラインになるのではないかと予想する。

第25回から出題されるようになってきている五肢二択の問題は、第29回の試験と同様に全部で12問出題と少なめに設定される傾向は前回と変わらず、共通科目2問、専門科目10問という内訳で「相談援助の理論と方法」と「高齢者に対する支援と介護保険制度」から3問ずつ出題と科目間の偏りが大きくなる構成であった。また、今回の試験では、「正しいもの」「適切なもの」を選ぶ問題の他、「最も多いもの」、「最も早いもの」を選ぶという問題が見受けられたので、次年度以降の試験でも、問題の趣旨を間違えないように問題文はしっかりと読む必要があるだろう。

事例問題については、第29回の際に24問と減少する傾向がみられていたが、今回は26問出題されており増加する傾向がみられていた。

最新動向や最新データを取り扱う問題は、例年と同様に多く出題されていたので、過去に取り扱われた主要統計データの最新情報は、必ず押さえておきたいところである。

今回の試験は、前述のとおり基本事項を問う問題の割合が多かったため、受験対策の参考書や過去問題集等を使用して学習してきた人は、非常に解きやすかったのではないだろうか。社会福祉士に求められる基本的な知識を中心に、繰り返し学習をして努力を積み重ねてきた結果が点数にきちんと反映されるという試験だったのではないかと思われる。

以下、試験概要及び傾向等を示す。

◆出題数及び形式

- ・ 共通科目全83問／専門科目全67問の全150問。
- ・ 出題形式は、基本的には五肢一択形式。第25回の試験から五肢二択形式の問題が出題されており、今回の試験では、150問中12問出題された。

◆全体の出題傾向

1) 共通科目

「保健医療サービス」で解きづらさを感じたことと、「社会理論と社会システム」、「福祉行財政と福祉計画」で見慣れない知識を問う問題や統計が出題されていたが、全体としては基本的な知識を問う問題がほとんどであった。一見難しいと思うような問題も、正しい肢が容易であるため正答に導けた問題が多かったものと思われる。

また、例年と同様、科目をまたいで出題された問題も多かったため、科目の枠にとらわれず、意識して横断的に学習することも重要なポイントとなる。

・事例問題

共通科目では11問出題。第28回、第29回は9問であったので、増加する傾向がみられていた。事例問題が2問出題された科目は、「地域福祉の理論と方法」、「社会保障」、「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」、「低所得者に対する支援と生活保護制度」、「権利擁護と成年後見制度」である。

〔各科目の特徴〕

■「人体の構造と機能及び疾患」

「疾病の概要」からの出題が2問あり、例年と同様にこの項目からの出題が多かった。また、「精神疾患の診断・統計マニュアル（DSM）の概要」からの問題もみられ、これで4年連続出題されていることになった。第29回で久しぶりに出題された「身体の成長・発達」、「老化」の項目から今回も出題がみられていた。第31回以降も「疾病の概要」を中心として、過去問の繰り返しで対応できる科目ではあるが、やや細かい知識を問うものも見受けられるので、参考書等で各項目を体系的に学習することも必要であろう。

■「心理学理論と心理学的支援」

例年と変わらず毎年出題されている、「心理療法関連」の問題は今回もみられていた。今後の試験でも十分に出题されることが予想できるので、各心理療法の違いを中心として、しっかり把握しておくことが重要である。また、比較的出題されている「発達の概念」、「ストレス」の項目は、第29回では出題されなかったが、今回の試験ではともに出題がみられていた。その他に、新カリキュラム（第22回）になってから一度も出題されていなかった「知能・創造性」の項目から、今回はじめて出題がみられていた。基本事項中心であったので、高得点をとれた人も多かったであろう。

■「社会理論と社会システム」

問題15の日本の裁判員制度、問題21の児童虐待の検挙状況といった、社会福祉士試験であまり見かけないような知識が問われていたので戸惑った人もいたかと思うが、その他の問題はとても基本的なことを問う問題であったため、過去問の繰り返しで高得点は十分狙うことができたであろう。よく出題されている項目である「地域」、「家族」、「社会的役割」からの問題は、今回の試験でも出題されていた。

■「現代社会と福祉」

毎年1問は必ず出題されていた「需要とニーズの概念」の項目から、今回は出題がみられなかった。第28回で出題されていたロールズ（Rawls, J.）に関する問題が、今回も1問問題として出題されていたので、今後もこの人物は重要となるであろう。また、問題30では2017（平成29）年度に改正が行われた住宅セーフティネット法からの出題がみられていた。

全体としては、問題25の社会的企業や、問題29の福祉サービスのプログラム評価の方法といった、ほとんど見かけないような知識も問われていたが、基本事項を問う定番のような問題も多く見られていたので、ある程度点を取ることができた人が多かったのではないかと思われる。また、今回は様々な項目から問題が出題されているという印象であるが、他の科目と関連するような総合的な知識を問う問題が幅広く問われていたので、科目間の横断的学習が得点アップのポイントとなるであろう。

■「地域福祉の理論」

定番の社会福祉協議会、民生委員、共同募金、特定非営利活動法人（NPO法人）の全ての項目から出題が見られていた。今後もこれらの項目が頻出事項であることは変わらないことが予想されるので、しっかりと押さえておくべき事項として確認しておきたい。「地域における福祉サービスの評価方法と実際」の項目は、26回以来出題されていなかったが、今回は1問問題として出題されていた。また、第29回の時に事例問題が1問出題と減少していたが、今回の試験では2問出題の形に戻っていた。

全体として、毎年よく出る項目からの基本事項を問う問題が多く、非常に解きやすい科目だったのではないかと思われる。第31回以降も出題率の高い項目を中心として学習していくことをお勧めする。

■「福祉行財政と福祉計画」

大項目「福祉行政の実施体制」からの問題は、他科目の知識と関連しての出題（介護保険等）がしばらく続いていたが、今回は「地方公共団体の事務」というテーマで、福祉行財政らしい問題が久しぶりに出題されていた。問題43は、平成29年地方財政で、歳出金額が最も多いものを選ぶという問題が出題され、民生費だけでなく特別会計も含めての歳出金額が問われていたので、戸惑われた人が多かったのではないだろうか。民生費であれば、肢2の児童福祉費が最も多くなるが、特別会計が加わるとそれよりも肢5の国民健康保険事業費が多くなるため、正解は「5」という形になる。民生費中心に数字を押さえていた人は引っかかってしまうような問題であった。それ以外の問題については、基本事項を問う問題が中心であったので、参考書等の繰り返し学習で十分得点することができたであろう。

■「社会保障」

出題配分は、「人口動態の変化、少子高齢化」から1問、「社会保障費用の複合問題」から1問、「年金の沿革」から1問、「労働者災害補償保険法」から1問、「家族手当」から1問、「社会保険の複合問題」から2問という構成であった。例年と変わらず、よく出ている項目を中心として出題されていたといえるだろう。第31回以降もこれらの項目は出題されることが予想されるので、参考書等で押さえておきたい所である。

全体として基本事項が中心であり、参考書等で社会保障費用統計、社会保険の制度理解や改正点等をしっかり学習していれば、どれも正答に導くことができたであろうと思われる。

■「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」

7問中、障害者総合支援法関連の問題が4問出題されており、第29回と同様に多くの問題がここから出題されていた。また、頻出の一つである「障害者福祉制度の発展過程」からの出題もみられていた。変わった所では、問題56で障害者スポーツに関する出題があり、デフリンピック、ゆうあいピック等、見慣れないものが出ていて難問にあたるような問題であった。

全体としては、障害者総合支援法の制度理解を中心に他の事項を押さえておけば、ある程度得点する

ことができた科目であったことと思われる。

■「低所得者に対する支援と生活保護制度」

生活保護制度関連の問題が5問、それ以外の低所得者支援策の問題が2問という構成であった。生活困窮者自立支援法に関しての問題は、今までは「現代社会と福祉」等の別の科目で出題されていたが、今回はじめてこの科目での出題が見られた。この法律に関しては、今後も改正が予定されている等、第31回以降も出題が十分予想されるので、生活保護制度とともにしっかり学習しておきたい所である。生活保護制度関連の問題では、例年の頻出である「生活保護の原理・原則」からの出題が今回もあった。この科目は、同じような項目から形を変えて出題される傾向が強いので、第31回以降も限られた範囲を繰り返し学習することによって高得点に結びつけられるようにしておきたい所である。

■「保健医療サービス」

例年1問もしくは2問出題されている医療ソーシャルワーカー（MSW）に関する問題は、今回の試験では問題76で少し出ていた位で、大きく取り上げられていなかった。問題70では、定番である「国民医療費」に関する出題であったが、2008（平成20）年度から2015（平成27）年度までの推移を問うような問題であったので、最新情報を押さえておくだけでは対応が難しい問題であった。その他にも医療法や医師法に関する細かい知識を問うような問題も見受けられたので、全体として難しいと感じた人は多かったのではないかと思われる。第31回試験では、細かい部分も含めた医療法に関する内容を押さえるだけでなく、2018（平成30）年度に診療報酬制度が改定されるので、診療報酬制度をある程度押さえておく必要があるだろう。

■「権利擁護と成年後見精度」

問題77では、日本国憲法の国民の義務といった非常に基本的なことが問われていた。問題82は、家庭裁判所に対する特別な手続を必要とせず成年後見人が単独でできる行為が何か問われていたが、正答を導くためには、2016（平成28）年10月に施行された「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」を知っているかが鍵となっていた。第31回試験でも、この法律と今回は出題されなかった「成年後見制度利用促進法」は、新しい事項として押さえておくべきであろう。

全体としては、憲法から1問、民法から1問、行政法から1問、成年後見制度関連から4問という配分であり、例年とさほど変わらない構成であった。

2) 専門科目

どの科目も多くの問題が基本事項を中心に問われていたため、過去問の繰り返し学習で十分に対応することができたのではないかと思われる。過去問を学習する際は、解説などを通して周辺知識も合わせて押さえておくと、より得点に結びつけることができる。

・事例問題

専門科目では15問出題。今回の試験でも、第29回と同様「相談援助の理論と方法」が7問出題と、少なめの問題数であった。その代わりに「福祉サービスの組織と経営」で、今回初めて事例形態の問題が出題されていた。難易度的には、一部を除いて解きやすい事例問題が多かったのではないかと思われる。

〔各科目の特徴〕

■「社会調査の基礎」

今回の試験では、問題90で少しだけ出題されていたものの、難しい項目である「量的調査の集計と分析」、「質的調査のデータの整理と分析」からの出題が控えめであったため、全体的に解きやすく感じられた人が多かったのではないだろうか。分析の項目が控えめだった反面、「量的調査と質的調査の方法」からの出題が7問中4問も出題されていた。また、第26回ぶりに「統計法の概要」からの出題が見られていた。難易度的には例年より低く、基本事項をしっかり押さえてあれば、どの問題も対応することができたのではないかと思われる。

■「相談援助の基盤と専門職」

近年の傾向として、この科目ではかなり細かい知識を問うような問題が一定割合入ってくるが多かったが、今回の試験では、そのような問題がなく、どれも基本事項を問うような問題であった。過去に出題されてきた知識ばかりなので、過去問を繰り返し学習していれば満点を取れた人も多かったのではないだろうか。変わった所では、「地域福祉の理論と方法」でよく出題される民生委員についての問題が、この科目でも取り上げられていた。

■「相談援助の理論と方法」

出題配分が多かった項目は、例年と同様、「様々な実践モデルとアプローチ」と「相談援助の過程」で

あり、それぞれ4問、3問出題と大きな割合を占めていた。今後もこの傾向は変わらないであろうから、第31回以降も重点的に学習する項目であると意識しておきたい。それ以外に、近年毎年1問は出題されている「システム理論」、「面接技術」、「ケースマネジメント(ケアマネジメント)」、「集団援助技術」、「スーパービジョン」、「記録」についての問題は、例年同様1問(集団援助技術は2問)出題されていた。問題117では2017(平成29)年5月より、改正点が施行された「個人情報保護法」からの出題がみられたが、改正点を問うことが中心の問題ではなかったため、第31回では改正点を中心に押さえておくことよいためであろう。その他に、めずらしい所で第26回ぶりに「相談援助における情報通信技術(IT)の活用」から出題がみられていた。

■「福祉サービスの組織と経営」

問題119では、2016(平成28)年の社会福祉法の改正点も含めて社会福祉法人の問題が問われていた。問題120は、項目としてはよく出題される「組織」に関する問題であるが、今回の試験で初めて事例形式のような形態での出題であった。問題121も「組織」に関する問題であり、今回の試験では組織関連の問題が2問出題されていた。また、今回の試験では「適切なサービス提供体制の確保」からも2問出題されており、出題箇所には偏りが見られていた。

全体としては、問題120と問題123が新しく問われたような知識で、難しく感じられたかもしれないが、例年に比べて基本事項が論点になっている問題が多かったため、ある程度は得点できた人が多かったのではないと思われる。

■「高齢者に対する支援と介護保険制度」

今回の試験では、介護保険制度関連の問題が5問とやや少なめの出題であった代わりに、介護関連の問題が3問出題されていた。その他は、「高齢社会白書」と「高齢者福祉制度の発展過程」に関する問題である。例年1問は出題されている老人福祉法は、今回の試験では問題131で少し取り上げられてはいるものの、1問問題としては出題されなかった。

全体的には、他の大部分の科目と同様、基本事項を問うものがほとんどなので、解きやすかったのではないだろうか。第31回では、2018(平成30)年度から介護保険法が改正施行されるので、その部分も含めて介護保険制度を押さえておくことが必須である。

■「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」

問題137では、児童福祉の人物に関して非常に基本的な知識が問われる等、科目全体として解きやすい問題が多かったのではないだろうか。他に「幼保連携型認定子ども園」、「母子生活支援施設」といった児童福祉法に規定する児童福祉施設の問題が2問出題されていた。また「児童委員」や「里親支援専門相談員」といった児童福祉法絡みの出題もあった。児童福祉法がこの科目の中心であるので、第31回以降も児童福祉法を中心に学習をしていくことが重要であるといえるだろう。

■「就労支援サービス」

第29回では「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」で出題されていた障害者雇用率制度に関する問題が、今回はこちらで出題されていた。頻出事項であるので、第31回以降も確実に押さえておきたい項目である。それ以外に「職場適応援助者(ジョブコーチ)」や「障害者就業・生活支援センター」関連の問題が出題される等、今回は障害者の就労支援関連の問題が大部分を占めていた。問題144では、生活困窮者自立支援法に関する問題が出題されていた。この法律は、様々な科目で取り上げられているので、第31回以降も出題される可能性が高いであろう。

■「更生保護制度」

出題された項目は、「更生保護制度の概要」、「更生保護制度の担い手」、「少年司法関係機関との連携」、「医療観察制度の概要」で各1問ずつ出題されており、おおむね例年と同じような形で問題が出題されていた。この科目も基本事項を問うものがほとんどであったが、問題149の触法少年に対する関係機関の対応に関する問題は、肢3か肢5で迷われた方も多かったのではないだろうか。この問題の見解としては、刑法第41条により、14歳未満である触法少年は刑事責任を問えないことから家庭裁判所が検察官に送致することはないので肢5は誤りとなり、児童福祉法第27条により、児童相談所長は触法少年を児童自立支援施設に入所させることができるので、肢3が適切となるのではないと思われる。